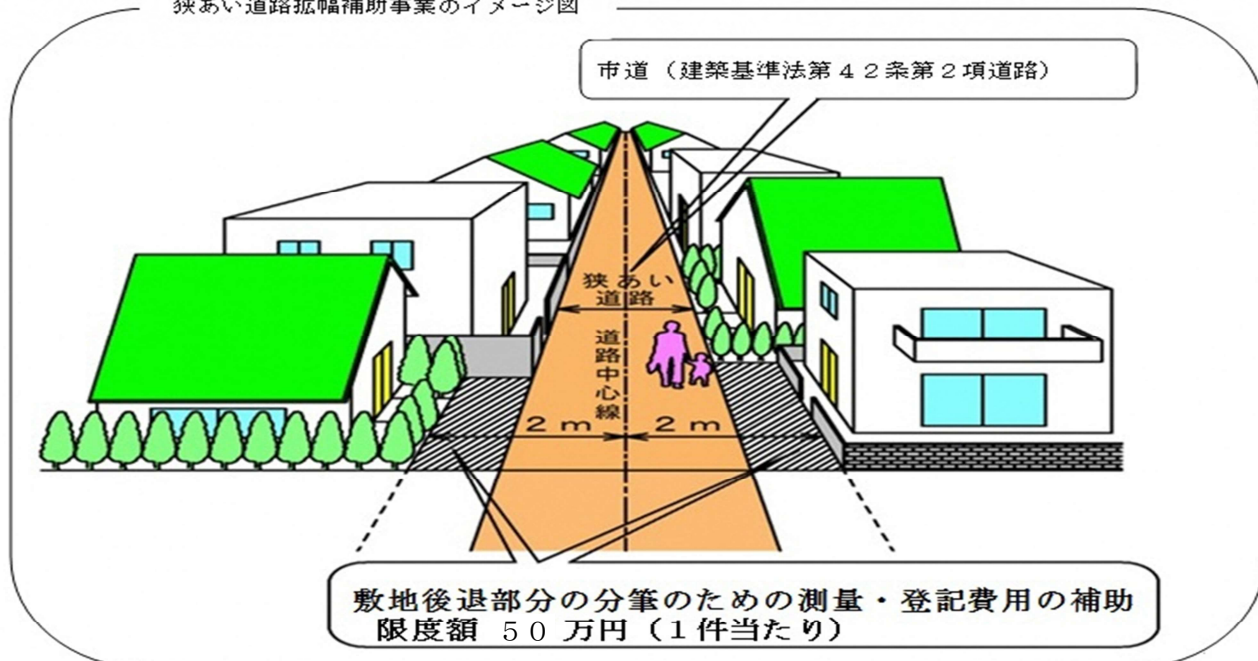


安全で住みよいまちづくりに！！

狭あい道路での敷地後退部分の分筆のための測量や登記の費用を助成します！

私たちが毎日の生活で利用している道路は、環境の保持や、緊急車両の通行、防災の役割等、大変重要な役割を持っています。しかし、相生市内にはこれらの機能を十分に満たすことのできない狭い道路（狭あい道路）が多数あります。建築基準法では、これらの機能を満たすために、幅員4m未満の道路に接している敷地は後退して建物の建築をしなければならないと定めています。当市では、安全で住みよいまちづくりを目指し、この後退した土地を分筆して市へ寄付していただく場合、その際にかかる分筆のための測量や登記の費用を助成しています。

狭あい道路拡幅補助事業のイメージ図



※ 対象となる狭あい道路は、建築基準法第42条第2項の規定による道路です。

なお、建築基準法第42条第2項の規定による道路とは、建築基準法施行日（昭和25年11月23日）以前に既に建築物が立ち並んでいた幅員が4m未満の道路で、特定行政庁が指定したものです。

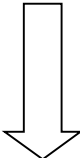
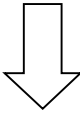
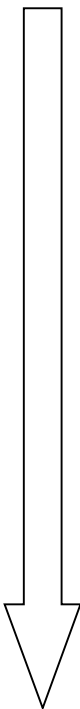
<条件等>

- 1 敷地後退部分は、市に寄付していただきます。
- 2 対象道路は、建築基準法第42条第2項道路を原則としています。
- 3 私道には適用されません。
- 4 敷地後退部分の分筆にかかる測量や登記の費用が助成対象です。
- 5 助成額は、1,000円未満切り捨てとなります。

裏面に申請の流れを記載しています。

<申請手続きの流れ>

- 1 事前相談 狭あい道路事業の対象箇所の土地所有者からの申し出又は、相生市からの狭あい道路整備事業説明をします。

- 2 職員による現地調査
 担当職員が現地を確認し、補助対象となるか否かをお知らせします。
- 3 事前協議 相生市役所都市整備課窓口で事前協議を行います。
 様式第1号（第5条関係）狭あい道路整備に関する事前協議書
添付書類・付近見取図・土地利用計画図・実測平面図（境界確認図）
・道路の標準横断図・土地の登記事項証明書・現況写真
- 4 正式申請手続 次の書類の提出をお願いします。
 様式第2号（第11条関係）用地測量等に要する費用助成金交付申請書
添付書類・用地測量等に係る見積書（土地家屋調査士）
- 5 交付（不交付）決定通知書の発行
 補助金の交付・不交付を通知します。
- 6 分筆のための測量や登記の開始
 分筆のための測量や登記を申請者負担で行っていただきます。
- 6 完了報告書の提出
 様式第6号（第14条関係）用地測量等完了報告書
添付書類
 - 1 後退道路用地等に係る地籍測量図及び登記事項証明書
 - 2 付近見取図
 - 3 平面図
 - 4 代金領収書（写し）
 - 5 登記関係書類
 - (1) 登記原因証明情報兼登記承諾書
 - (2) 印鑑登録証明書
 - (3) 資格証明書（法人のみ）
 - (4) 公図
 - (5) 地積測量図
 - (6) 写真（寄附等される道路の全景及び境界杭）
 - (7) 施設の構造詳細図
 - (8) 道路の標準横断図
- 7 請求書の提出
 様式第7号（第15条関係）用地測量等に要する費用助成金交付請求書
- 9 助成金の振込

○ ご不明な点、詳細等については、下記連絡先までお問い合わせください。

連絡先 相生市 都市整備課 都市政策係

TEL：0791-23-7135（直通）

FAX：0791-23-2741

E-mail：tosei@city.aioi.lg.jp